

利用者のために

I 利用上の注意

- 1 本報告書の数値は、国立校（国立大学法人の設置する学校）を含めた数値を計上した。
- 2 本年の全国及び都道府県の数値は、文部科学省報告書数値による。
- 3 比率算出については、小数点以下第2位で四捨五入した。
- 4 統計表の中の記号は、次のように使う。

「－」計数がない場合

「…」計数が得られない場合、又は計数を入手していない場合

「△」減少を示す

「0.0」計数が単位未満の場合

5 専修学校と各種学校

両者とも、学校教育法に基づく教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を養成し、又は教養の向上を図ることを目的とするものであるが、主な違いを下の表で示す。

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
修業年限	1年以上	1年以上とする。ただし、簡易に習得できる技術・技芸等の課程については3か月以上、1年未満とすることができる。
授業時数	1年間にわたり、学科ごとに800時間以上であること。 ただし、夜間学科等にあつては修業年限に応じて450時間以上とすることができる。	1年以上の場合は1年間にわたり680時間以上、1年未満では修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。
そ の 他	教育を受ける者が常時40人以上であること。	

6 専修学校の課程

- (1) 高等課程 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して行う課程。
- (2) 専門課程 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して行う課程。
- (3) 一般課程 高等課程又は専門課程の教育以外の教育を行う課程。

II 学校基本調査の概要

1 調査の目的

この調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

国・公・私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校

3 調査の種類及び調査事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 学校調査 | 学校数、学級数、児童生徒数、園児数、教職員数等 |
| (2) 学校施設調査 | 国・公立の専修学校、各種学校及び私立の高等学校以下の
学校の建物・土地面積 |
| (3) 不就学学齢児童生徒調査 | 就学免除者、就学猶予者等 |
| (4) 卒業後の状況調査 | 進学、就職等の状況 |
| (5) 学校通信教育調査 | 学校数、生徒数、教職員数等 |

4 調査期日 令和元年5月1日

5 用語の意味

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 学級数 | 令和元年5月1日現在認可を受け、又は届け出をしている等正規の
手続きをしている学級数をいう。 |
| (2) 児童生徒数 | 令和元年5月1日現在当該学校の在学者として指導要録が作成され
ている者の数をいう。 |
| (3) 単式学級 | 同学年の児童生徒で編成されている学級をいう。 |
| (4) 複式学級 | 2以上の学年の児童生徒で編成されている学級をいう。 |
| (5) 特別支援学級 | 学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されてい
る学級をいう。 |
| (6) 就園率 | $\frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校及び義務教育学校1年在籍児童数}} \times 100$ $\frac{\text{幼保連携型認定こども園修了者数}}{\text{小学校及び義務教育学校1年在籍児童数}} \times 100$ |
| (7) 就学免除者及び
就学猶予者 | 令和元年5月1日現在、市町村教育委員会から就学の免除又は猶予
を受けている者をいう。 |
| (8) 卒業者 | 平成31年3月に中学校・義務教育学校又は高等学校の本科を卒業
した者をいう。 |
| (9) 高等学校等進学者 | 中学校及び義務教育学校卒業者のうち、高等学校の本科（全日制、
定時制及び通信制）及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部
の本科及び別科に入学した者をいう。（就職しながら進学した者を
含む。） |
| (10) 大学等進学者 | 高等学校卒業者のうち、大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短
期大学の通信教育部(正規の課程)及び放送大学(本科履修制)、大学
・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部(専
攻科)に入学した者をいう。（就職しながら進学した者を含む。） |

(11) 専修学校(高等課程)進学者	中学校・義務教育学校卒業者のうち、専修学校の高等課程に入学した者をいう。(就職しながら進学した者を含む。)
(12) 専修学校(専門課程)進学者	高等学校卒業者のうち、専修学校の専門課程に入学した者をいう。(就職しながら進学した者を含む。)
(13) 専修学校(一般課程)等入学者	中学校・義務教育学校卒業者については、専修学校の一般課程、各種学校に入学した者をいう。高等学校卒業者については、専修学校の一般課程及び高等課程、各種学校に入学した者をいう。(就職しながら入学した者を含む。)
(14) 公共職業能力開発施設等入学者	公共職業能力開発施設等に入学した者をいう。(就職しながら入学した者を含む。)
(15) 就職者	進学者及び専修学校等に入学した者以外で給料、賃金、利潤、報酬、その他経常的收入を得る仕事についた者をいい、自家自営業についた者を含む。
(16) 一時的な仕事についた者	臨時的な収入を目的とする仕事についた者をいう。
(17) 就職者等	就職者＋一時的な仕事についた者をいう。
(18) 自営業主等	個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。
(19) 無期雇用労働者	雇用契約期間の定めのない職に就職した者をいう。
(20) 有期雇用労働者	雇用契約期間が一か月以上で期間の定めのある職に就職した者をいう。
(21) 臨時労働者	雇用契約期間が一か月未満で期間の定めのある職に就職した者をいう。
(22) 左記以外の者	家事手伝いをしている者、外国の高等学校・大学等に入学した者その他中学校卒業者は(9)、(11)、(13)、(14)、(18)～(21)、義務教育学校卒業者は(9)、(11)、(13)～(15)、高等学校卒業者は(10)、(12)～(16)に含まれない者をいう。
(23) 職業別就職者	就職者の仕事を「日本標準職業分類」により分類したもの。
(24) 産業別就職者	就職者の就職先の産業を「日本標準産業分類」により分類したもの。
(25) 就職者総数	就職者＋進学者並びに専修学校等及び公共職業能力開発施設等入学者のうち就職している者をいう。
(26) 高等学校等進学率	$\frac{\text{高等学校等進学者数}}{\text{中学校（義務教育学校を含む。）卒業者総数}} \times 100$
(27) 大学等進学率	$\frac{\text{大学等進学者数}}{\text{高等学校卒業者総数}} \times 100$
(28) 就職率	$\frac{\text{就職者総数}}{\text{卒業者総数}} \times 100$
(29) 産業分類	第1次産業 「農業、林業」「漁業」 第2次産業 「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」 第3次産業 「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」 「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」 「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」 「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」 「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」 「サービス業(他に分類されないもの)」 「公務(他に分類されるものを除く)」 その他 「分類不能の産業」「就職先の産業別が不明の者」